

裁判所命令に関するコメント

二宮 周平（立命館大学法学部教授）

岩井俊氏（元東京家庭裁判所家事部、大阪高裁及び東京高裁の家事抗告事件集中部裁判官）は「家事審判事件は、家庭に関する非訟事件である。非訟事件とは、私人の生活関係につき、裁判所が、訴訟手続によらずに、より軽易かつ弾力的な手続で処理するものである。言い換えると、裁判所が、法規の適用によって権利義務について判断するのではなく、合理的な裁量により、端的に私人間の生活関係に介入して命令ないし処分をするものである」とする（『家事事件の要件と手続』（日本加除出版、2013）9頁）。

例えば、面会交流については、具体的に、面会すべき日時、頻度、場所、子の受け渡しや交流の方法、留意事項、父母が協議すべき事項などを詳細に定めた上で、別居親と子との面会交流を命じる例が多い。また面会交流を支援している第三者機関の立ち会いの下で面会交流を認めたり（東京高裁平25・6・25決定）、父から子宛てに年に4回、3か月ごとに手紙を書くことを命じる（さいたま家裁平19・7・19審判）など、私人間の生活関係に介入する命令を出している。

親権者は、親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、その程度に応じて、親権の喪失や停止などの審判を受ける。また社会公共的な見地から、公法・社会法上の様々な規制が加えられる。例えば、子の保護者として9年間の普通教育を受けさせる義務を負い（学校教育法16条）、児童福祉法上の諸措置（訓戒、誓約書提出、指導、一時保護、里親委託、児童養護施設等の入所など）を受けることがある。

子の福祉、利益のために私人間の生活関係に介入することは現行制度において肯定されている。今回、構成員から提案されている裁判所命令は、児童福祉法28条審判や親権停止・喪失審判に至らない事案で、児童相談所や基礎自治体の支援をもってしても、保護者の養育する環境や養育態度の改善が困難という、児童相談所による指導の限界という事実を前提にして、家庭裁判所が保護者に対して、保護者が従うべき事項を定めた養育環境の改善計画に従うよう命じるものである。28条審判や親権停止・喪失のように親子分離や親権の制限を強いるものではないことから、私人間の生活関係介入の程度は大きくない。

裁判所命令を申し立てる児童相談所は、児童福祉法に基づいて上記の改善計画を作成し、家庭裁判所はその計画の妥当性を審理する。不適切あるいは過剰な介入であると判断すれば、申立てを却下することもありうる。また当事者が審判に不服があれば、即時抗告を認める制度にして、手続的な保障をすることもできる。司法による行政指導のチェックであり、司法が福祉機関の役割を代替するものではないし、憲法上の問題も何ら生じない。

条文化は、児童福祉法28条審判と同様の類型として、児童福祉法内に規定化することが考えられる。28条審判同様、裁判所命令を家事事件として位置づけることによって、家裁調査官が子の意思を把握することも可能になり、子の意思に配慮して、審判廷において、児童福祉司等児童相談所職員と親が改善計画の内容について協議したり、それらを踏まえて家庭裁判所が改善計画を修正することも可能である。

今回の提案は、子の家庭における養育環境を安定化させるために、児童相談所による保護者指導の実効性を高めることを目的とする。子の福祉、利益のために現行制度の枠組の下で、家庭裁判所の後見的機能にふさわしい創意工夫は可能であると考えられる。